

# 山梨県公報

号外第二十九号

平成二十三年  
四月一日

金 曜 日

を「笛吹市選挙区」に改める。

## 目 次

### 選挙管理委員会

山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所以及び日時の一部  
改正

山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙  
区の一部改正

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十四号の二

山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所以及び日時(平成二十三年山梨県選挙管理委員会告示第四十号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

本則の表北杜市の項中「北杜市高根町村山北割一―一番地 北杜市高根体育館」を「北杜市須玉町大豆生田九六一番地一 北杜市役所」に、「平成二十三年四月十日 午後九時十五分」を「平成二十三年四月十一日 午前十時」に改め、同表甲州市の項中「平成二十三年四月十日 午後九時十五分」を「平成二十三年四月十一日 午前十時」に改める。

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十四号の三

山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区(平成二十三年山梨県選挙管理委員会告示第四十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

本則の表中 「南アルプス市選挙区」を「南アルプス市選挙区」に、「笛吹市選挙区」を「南アルプス市選挙区」に、「甲州市選挙区」を「南アルプス市選挙区」に、「甲州市選挙区」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番